

## 三田市子ども審議会について

### 1. 子ども審議会の設置について

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項の規定により、市町村は、条例で定めるところにより、子ども・子育て支援事業計画の策定・変更及び特定教育・保育施設などの利用定員の設定に関して意見を聴くなどのため、審議会その他合議制の機関を置くよう努めるものとされています。

本市においては、平成 25 年 9 月に「三田市子ども審議会条例」を制定し、本市の附属機関として、「三田市子ども審議会」を設置しています。

#### ○子ども・子育て支援法抜粋

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

### 2. 子ども審議会の審議内容について

三田市子ども審議会では、子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理します。具体的な審議事項は、次のとおりです。

#### ①特定教育・保育、特定地域型保育事業の利用定員について

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業等の利用定員を定める際にご意見をいただきます。

#### ②子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について

本市では、令和 2 年 3 月に策定した「第 2 期三田市子ども・子育て支援事業計画」の推進に取り組んでいます。その実施状況について、点検・評価を行います。その際に開かれた場での点検・評価とするため、子ども審議会委員の皆さまからご意見をいただきます。

#### ③子ども・子育て支援事業計画の変更について

「三田市子ども・子育て支援事業計画」の見直しを行い、変更する際にご意見をいただきます（令和 4 年度は見直しを行います）。

#### ④その他

本市の子ども・子育て支援に関する様々な事項について、ご意見をいただきます。

### 3. 子ども審議会の運営について

#### ① 会議の公開について

三田市子ども審議会は、原則として公開とします。

ただし、次の場合は、審議会の決定により非公開とすることができます。

- (1) 公開することにより会議が混乱するなど、適正な議事運営に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合。
- (2) 三田市情報公開条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、審査、調査等を行う会議を開催する場合。

#### ② 会議の傍聴について

傍聴人の定員は15人以内とします。ただし、会場の広さにより変更する場合があります。傍聴希望人数が定員を超えた場合は、先着順とします。

会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができます。

#### ③ 会議録の公開などについて

会議終了後、事務局は速やかに会議録を作成します。

会議録については、個人情報等公開が適当でない部分を除いて、原則公開となります。

• 公開にあたっては、次に掲げる事項を記載し公開するものとします。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催の日時及び場所
- (3) 出席した附属機関等の委員の氏名
- (4) 出席した庶務職員の職及び氏名
- (5) 意見陳述等のために出席した者の氏名
- (6) 傍聴者の人数
- (7) 議題
- (8) 会議の内容（主な意見、結論等）
- (9) 会議の公開・非公開
- (10) 使用した資料の名称
- (11) 連絡先
- (12) その他必要と認める事項など

• 会議録への発言者名の記載については、会議に諮って決定します。

※これまでは、発言者の氏名は記載していません。

• 会議録は、ホームページに掲載します。